様式第８号（第５条関係）

令和６年４月15日

滋賀県議会議長　様

氏名　大野和三郎

令和　５年度政務活動費に係る収支報告について

滋賀県政務活動費の交付に関する条例第10条第１項（第３項）に基づき、別紙のとおり令和　５年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

令和　5年度政務活動費収支報告書

氏　名　　大野和三郎

1 収　入

政務活動費　2,200,000 円 (利息　0 円含む)

2 支　出

(単位：円)

経　費	支出額	備　考
調査研究費	18,609円	
研修費	円	
広聴広報費	651,915円	
要請陳情等活動費	円	
会議費	円	
資料作成費	円	
資料購入費	114,367円	
事務所費	19,280円	
事務費	94,100円	
人件費	円	
合計	898,171円	

3 残　余

1,301,829 円

（参考様式４）

会 計 帳 簿

収入内訳	
交付金計	2,200,000 円
利　息	0 円
合　計	2,200,000 円

支出内訳	
調査研究費	18,509 円
研修費	円
広聴広報費	651,915 円
要請陳情等活動費	円
会議費	円
資料作成費	円
資料購入費	114,367 円
事務所費	19,280 円
事務費	94,100 円
人件費	円
合　計	898,171 円

残　余	1,301,829 円

（別紙）

支出内訳書

経　費	調査研究費

整理番号	支出年月日	支出金額	摘要（事業名、使途および内容等）
1	R5.5-R6.1	18,509円	ガソリン代
計		18,509円	

（注）１支出整理簿は、経費の種類ごとに作成してください。
２経費ごとの合計額と収支報告書の当該使途項目の支出額と一致するようにして下さい。
３整理番号の欄は、領収書等の添付様式（参考様式１）の整理番号と同じ番号として下さい。
４証拠書類が「支払証明書」（参考様式２）の支出にあたっては、整理番号欄は「-」としてください。
５支出金額欄で、按分等により領収書等の額面の金額と政務活動費充当額が異なる場合は、
政務活動費充当額を記入してください。

（別紙）

支出内訳書

経　費	広聴広報費

整理番号	支出年月日	支出金額	摘要(事業名、使途および内容等)
1	R5.11.6	299,915円	県政報告　第37号　印刷・折り込み
2	R6.1.17	297,000円	県政報告　第38号　印刷・折り込み
3	R6.3.13	55,000円	マイク・アンプ借り上げ料
計		651,915円	

（注）1 支出整理簿は、経費の種類ごとに作成してください。
2 経費ごとの合計額と収支報告書の当該使途項目の支出額と一致するようにして下さい。
3 整理番号の欄は、領収書等の添付様式（参考様式１）の整理番号と同じ番号として下さい。
4 証拠書類が「支払証明書」（参考様式２）の支出にあたっては、整理番号欄は「－」としてください。
5 支出金額欄で、按分等により領収書等の額面の金額と政務活動費充当額が異なる場合は、政務活動費充当額を記入してください。

（別紙）

支出内訳書

経　費	資料購入費

整理番号	支出年月日	支出金額	摘要(事業名、使途および内容等)
1	R5.5-R6.3	44,000円	朝日新聞購読料　R5.5-R6.3　（4月分は3,500円）
2	R5.5-R6.3	37,400円	中日新聞購読料　R5.5-R6.3
3	R5.5-R6.3	20,757円	公明新聞購読料　R5.5-R6.3
4	R5.5-R6.3	12,210円	選択購読料　R5.5-R6.3
計		114,367円	

（注）1支出整理簿は、経費の種類ごとに作成してください。
2経費ごとの合計額と収支報告書の当該使途項目の支出額と一致するようにして下さい。
3整理番号の欄は、領収書等の添付様式(参考様式1)の整理番号と同じ番号として下さい。
4証拠書類が「支払証明書」（参考様式2）の支出にあたっては、整理番号欄は「-」としてください。
5支出金額欄で、按分等により領収書等の額面の金額と政務活動費充当額が異なる場合は、政務活動費充当額を記入してください。

（別紙）

支出内訳書

経　費	事務所費

整理番号	支出年月日	支出金額	摘要(事業名、使途および内容等)
1	R5.11-R6.2	19,280円	事務所灯油代
計		19,280円	

（注）１支出整理簿は、経費の種類ごとに作成してください。
２経費ごとの合計額と収支報告書の当該使途項目の支出額と一致するようにして下さい。
３整理番号の欄は、領収書等の添付様式(参考様式１)の整理番号と同じ番号として下さい。
４証拠書類が「支払証明書」(参考様式２)の支出にあたっては、整理番号欄は「-」としてください。
５支出金額欄で、按分等により領収書等の額面の金額と政務活動費充当額が異なる場合は、
政務活動費充当額を記入してください。

（別紙）

支出内訳書

経　費	事務費

整理番号	支出年月日	支出金額	摘要（事業名、使途および内容等）
1	R5.5-R6.3	54,494円	携帯電話代
2	R5.5-R6.1	17,849円	事務所電話代
3	R5.6-R6.3	15,450円	タブレット通信料
4	R5.7.24	2,963円	インクカートリッジ
5	R6.2.5	3,344円	インクリボン
計		94,100円	

（注）1 支出整理簿は、経費の種類ごとに作成してください。
2 経費ごとの合計額と収支報告書の当該使途項目の支出額と一致するようにして下さい。
3 整理番号の欄は、領収書等の添付様式（参考様式1）の整理番号と同じ番号として下さい。
4 証拠書類が「支払証明書」（参考様式2）の支出にあたっては、整理番号欄は「-」としてください。
5 支出金額欄で、按分等により領収書等の額面の金額と政務活動費充当額が異なる場合は、政務活動費充当額を記入してください。

（参考様式１）

領収書等の添付様式

使途項目	調査研究費
整理番号	1

領収書その他の証拠書類の添付欄

事業名、使途および内容等

ガソリン代

按分による支出の場合の記載事項	按分の率	50 %
政務活動費として支出する額	18,509 円	

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

コードNo. ＿＿＿＿＿＿ №[redacted]

領　収　証

大野和三郎　様

金額 (消費税等含む)				¥	5	5	5	4

但し

収入印紙

上記の金額正に受領致しました

R5年 5月 12日

お買上額¥

消費税等¥

現　金¥

小切手¥

株式会社ENEOSフロンティア特約店
廃タイヤ収集運搬業
有限会社 富田屋
滋賀県犬上郡甲良町長寺511－1
TEL (0749) 38－3088
FAX (0749) 38－4450

係[redacted]

社印及び役者印無きものは無効です

コードNo. ＿＿＿＿＿＿ №[redacted]

領　収　証

大野和三郎　様

金額 (消費税等含む)				¥	4	7	4	0

但し

収入印紙

上記の金額正に受領致しました

5年 7月 19日

お買上額¥

消費税等¥

現　金¥

小切手¥

株式会社ENEOSフロンティア特約店
廃タイヤ収集運搬業
有限会社 富田屋
滋賀県犬上郡甲良町長寺511－1
TEL (0749) 38－3088
FAX (0749) 38－4450

係[redacted]

社印及び役者印無きものは無効です

コードNo. ＿＿＿＿＿＿ №[redacted]

領　収　証

大野和三郎　様

金額 (消費税等含む)				¥	4	5	5	0

但し

収入印紙

上記の金額正に受領致しました

5年 9月 5日

お買上額¥

消費税等¥

現　金¥

小切手¥

株式会社ENEOSフロンティ[redacted]
廃タイヤ収集運[redacted]
有限会社 富　日[redacted]
滋賀県犬上郡甲良町長寺[redacted]
TEL (0749) 38－3[redacted]
FAX (0749) 38－4[redacted]

係[redacted]

社印及び役者印無きものは無効です

コードNo. [redacted]　No [redacted]

領収証

大野和三郎　様

金額				7	1	6	5	0

但し

収入印紙

上記の金額正に受領致しました

5年8月24日

請求額¥
現金¥ ✓
小切手¥
手形¥

快適な住まいのご提案



Aburashin
Proposal of comfortable life

株式会社 油[redacted]

〒529-1173 滋賀県犬上郡豊郷町高野[redacted]
TEL (0749) 35-2147 (代) FAX (0749) 3[redacted]

係[redacted]

社印及び受者印無きもの は無効です

領収証

大野和三郎　殿　令和[redacted]5年12月6日

金額				4	5	2	3	5

但し 現金¥
小切手¥
手形 通¥
レギュラー 36.16l 代

収入印紙

上記金額正に領収致しました

ENEOS ㈱多賀大滝給油所

深田石油[redacted]

〒522-0335 犬上郡多賀町 [redacted] 610-1[redacted]
TEL (0749) 49-0657[redacted]
有線 多賀 5-5739

取扱者 [redacted]

コードNo. [redacted] No. [redacted]

領収証

大野和三郎 様

金額				¥	5	7	2	0	円

但し

収入印紙

上記の金額正に受領致しました

R5年12月25日

請求額¥

現金¥

小切手¥

手形¥



快適な住まいのご提案
株式会社 油[redacted]
〒529-1173 滋賀県犬上郡豊郷町高野[redacted]
TEL (0749) 35-2147(代) FAX (0749)[redacted]
登録番号[redacted]

係

社印及び役名印鑑
きものは無効です

GUDSTAI
みやせき!

納品書（領収書）

有限会社　宮川石油
セルフ愛荘安孫子ＳＳ
滋賀県愛知郡愛荘町安孫子947-1
TEL:0749-37-8122
登録番号：[redacted]

2024/01/22(月)09:10　2024/01/22

全商品プリカ　様
[redacted]
売上　WAI2 ESTA

9632　200000
レギュラー　¥5722
34.68L,コ　@165　L- 3 N- 7

合計　¥5,722
(内税分消費税　¥520)
(内税10%対象　¥5722)
(内税10%消費税　¥520)

プリカ引落前残高　¥10000
プリカ引落金額　¥5722
プリカ引落後残高　¥4278

期限 29年01月22日 処理通番 [redacted]
※上記にて納品書とさせて頂きます

No.[redacted] 担当[redacted]

Enejet

納品書

(株)ユニス
彦根ニュータウンＳＳ
滋賀県彦根市野口町綾戸285-2
TEL:0749-25-3898
登録番号：[redacted]
2024/01/17(水)16:10
プリカ　様
[redacted]
売上　プリカ
レギュラー
000180　¥3848
24.51L　@157.0　L- 8 N-22
割引適用(003615)
4円/L,個 割引 済み

小計　¥3,848
(10%対象　¥3,848
内消費税　¥350)
合計　¥3,848
Tポイント支払　¥12
プリカ支払　¥3,836
プリカ利用金額　¥3836
前回残高　¥18014
今回残高　¥14178
上記にて納品書とさせて頂きます
Tカード番号 [redacted]
Tポイント:基本P
特別P
今回計
利用Tポイント
利用可能Tポイント
本日付与されたポイントは2～3日目以降に反映されます。有効期限切等の理由で、Tカードにポイントが加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さい。
シリアルNo.[redacted]
No.[redacted] 担当[redacted]彦根NT連
POS番号01
2024/01/18

（参考様式１）

領収書等の添付様式

使途項目	広聴広報費
整理番号	1
領収書その他の証拠書類の添付欄	

事業名、使途および内容等
県政報告　第37号　印刷・折り込み 11月１日折り込み　33,250部

按分による支出の場合の記載事項	按分の率
政務活動費として支出する額	299,915 円

（注）１　領収書等は、この様式に添付してください。
２　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
３　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

領収書

No [redacted]

令和5年11月6日

大野 和三郎 様

金額	¥299,715

但 県政報告 第37号 代として

印刷代金	
消費税額	

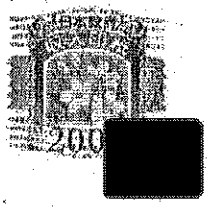

上記正に領収致しました。

摘要	
現金	✓ 円
小切手	円
相殺	円
手形	円
(期日 年 月 日)	
振込	円

一般印刷・コンピュータ用紙印刷・ホームページ制作

近江印刷株 [redacted]

代表取締役 里 西 一 [redacted]

■営業本部・工場／〒529-1302 滋賀県愛知郡愛荘町[redacted]
TEL 0749-42-8400(代) FAX 074[redacted]
URL http://www.omi-in.co.jp E[redacted]

■本 社／〒521-1118 滋賀県彦根市稲部町100[redacted]
■東近江支店／TEL 0749-48-2232 ■草 津 支 店／TE[redacted]
■甲賀営業所／TEL 0748-69-7470

扱者印 [redacted]



湖国しがを
もっと笑顔で、
もっと元気に
I CAN DO IT!
わたしならできる

滋賀県議会議員

令和5年11月1日発行 県政報告 第37号

大野和三郎

事務局：愛知郡高野瀬261 TEL/FAX：0749-35-4511 E-mail：Ove56-0538f620g@ezweb.ne.jp

9月定例議会

令和5年9月29日 一般質問をさせて頂きました。

障害者自立に対する県の姿勢について。



大野 問 SDGsの精神、だれひとり取り残さないという、知事が早くから基本とされている、この考え方も含めて、本県の障害者への支援についての基本的な取り組み姿勢を問います。

知事 答 平成31年（2019年）に滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例を制定し、障害の有無にかかわらず、互いにその人らしさを認め合いながら、県民の共感と連帯、そして協働により、共に生きる社会の実現を決意いたしました。



また、本条例では、全ての障害者は、自らの意思により社会の様々な活動に参加することや、そして自らがその生き方を選択できること、さらには障害のある人とない人が学びあうことにより相互理解を深めることを基本理念に掲げております。

私は県政のあらゆる分野において、こうした基本理念に沿って施策を展開し、障害のある人も、ない人も「誰一人取り残さない」共生社会滋賀を目指してまいる所存でございます。

大野 問 政治は結果です。2年が経過しますが、この間の本県での障害者雇用の状況の変化や新たな課題も見られるのかなども含めて成果を問います。

知事 答 滋賀労働局が発表されました令和4年6月1日現在の障害者雇用状況によりますれば、法定雇用義務がある県内に本社のある民間企業で雇用されている障害者数は、前年から73.5%増加し、3,620.5人であったとのことでございます。

この発表によりますと、法定雇用率達成企業の割合は、59.6%と前年の54.0%から5.6ポイント上昇し、全国平均48.3%を上回っている状態とのことでございます。

令和5年度に就職し、障害者雇用を受けられた方の就労1年後の職場定着率は全体で85.3%と前年度78.2%から7.1ポイント上昇しております。一方で、精神障害者の職場定着率は73.1%と低い傾向にございまして、定着率向上に向けた支援が必要だと考えております。

定着率の向上のためには職場全体の理解が重要であり、今年度から企業の経営者や人事担当者に優良企業の先進事例を紹介するセミナーを開催するなど、雇用への理解を深め、定着を図ってまいりたいと存じます。

大野 問 本県では企業に対して、なぜ雇用が出来ないのかなど、詳細な調査や分析をされているのが問いります。

知事 答 令和4年度に県が実施いたしました障害者雇用状況調査におきまして、障害者を雇用していない理由を尋ねましたところ、主に、一つ目は、事業内容の特性上、障害者に適した業務がないということでありますとが、二つ目として、職場の施設、設備が対応していないということ、また、三つ目といたしまして、業務支援者を確保できないなどの回答があったところでございます。

この調査で得られた回答から県では、一つは適切な業務の切り出し、二つ目といたしまして、職場内での業務支援者の養成、そして三つ目として、相談窓口や助成金の周知などに関する支援が必要であると分析しているところです。

大野 問 働きたいという障害者の状況や悩みなども把握されているのでしょうか、例えば障害者雇用に限っての有効求人倍率的な調査をされているのでしょうか、されていれば結果も併せて問います。

知事 答 例えば、障害に対する周囲の理解不足や、職場の人間関係の構築に悩まれることもあると聞き及んでおります。

また、障害者雇用の有効求人倍率につきましては、一般の求人に応募し、就職された方がいるため、障害者に限った求人倍率というのは把握できない状況にございます。

なお、滋賀労働局が発表した「令和4年度における障害者の職業紹介状況等」によりますと、新規求職申込件数2,678件に対しまして、ハローワークを通じた就職件数は1,349件ということでございまして、ともに前年度より増加しているとのことでございます。

県としては、各圏域の障害者就労・暮らし応援センターと連携いたしまして、働きたいという障害者の方の状況や悩みに寄り添いながら、生活から就職、職場定着まで一貫した支援を継続して実施してまいります。

大野 問 就労系障害福祉サービスを受けておられる方の県内の実態や最近の傾向、また、その受け入れ先でありますが、県内の作業所は不足していないのかなどの整備状況を問います。

知事 答 一般企業へ就労した人の数は、令和5年度の169人から令和4年度までは181人とコロナ前より改善したところでございます。

また、一般企業へ就労した181名の内訳は就労移行支援事業所からが111名、就労継続支援A型事業所からが17人、就労継続支援B型事業所からが40人、その他の事業所からが13人となっており、そのうち、就職後にフォローを行う就労定着支援事業の利用割合は96.7%で目標の70%に至っていない状況がございます。

また、滋賀県障害者プラン2021の目標に対する直近の事業所の整備率は、就労移行支援が74.8%、就労継続支援A型が103.5%、就労継続支援B型が99.2%でございます。

大野 問 就労系障害福祉サービス事業における現在の課題と解決に向けての取り組み方針を問います。

知事 答 整備につきましては、概ね目標の支援におきましては、必ずしも本人の希望や能力に沿って就労支援が受けられていないことや、一般就労をしても適切に仕事が任されず、やりがいをもって働けていないといった課題がございます。

このため、県では、今年度から就労選択支援に関する国のモデル事業を活用いたしまして、就労先や働き方について、本人の希望や能力、適性に合った選択ができるよう事業所の就労アセスメ

ント力の向上に取り組んでいるところです。

また、全国では雇用率に届きをおき、障害者雇用を進める企業の実態もお聞きしておりますことから、今年度より障害者を雇用している企業や障害福祉サービス事業所、働き・暮らし応援センター等による協議の場を設け、障害者にとって真に働きがいのある雇用に向けた取組について検討を進めていくところです。

大野 問 法人の数と工賃の実態を問います。また、その実態から、そもそもの障害者基本法に照らし合わせて、どのように思っているのか知事に問います。

事 知答 令和4年度末におきまして就労継続支援A型事業は26法人41事業所、また就労継続支援B型事業は139法人188事業所です。

また、これらの事業所における令和4年度の平均工賃につきましては、就労継続支援A型事業は85,993円、また就労継続支援B型事業は18,372円でした。

障害者基本法では、全ての障害者は「等しく」ふさわしい生活を保障される権利を有する」とされており、特に経済的な支援におきましては、障害年金や医療費助成などと合わせまして、B型事業利用者の工賃向上が重要でありますことから、プランでは工賃月額が3万円以上の事業所を30%以上にすることを目標に掲げており、この達成に向けて販路開拓等の取組を進めてまいりたいと存じます。

大野 問 知事は障害者の自立とは、どういう状態になることを自立と捉えておられるのでしょうか、問います。

事 知答 自立とは障害の程度や状況にかかわらず、必要なサービスを利用しながら、本人が望む生活を送ることができる、こうした状態を指すものと考えております。

特に働くという観点では、あるべき姿といたしまして、障害者プランでは、地域生活において経済的な基礎が得られていること、また、豊かな社会生活を営むことができていること、さらには「働きたい」という思いに応えられるよう、相談等の様々な支援が充実していること、という3つの点を掲げており、自立に向けた取組の大切な視点だと考えております。

大野 問 この機会に、障害者支援の施策構築への基本的な考えも問います。

事 知答 特に働くという点では今ほど申し上げた3つの視点が重要であり、この視点に沿って施策を進めていくことが必要だと考えております。

具体的には、事業所における商品開発や販路拡大などの仕事おこしのための取組により工賃の向上を図り、経済的な基盤の整備を図りますとともに、本人の希望や適性に合った選択ができるよう事業所の就労アセスメント力の向上や就職後の社会生活におけるフォローアップ支援等の取組により、障害のある人の豊かな社会生活につなげてまいりたいと存じます。

大野 問 障害者の就労継続支援という事業に係る訴訟が起こっています。「就労継続支援B型事業所」において福祉事業所が支払う工賃が福祉サービスの一環としての「単なる給付」なのか、それとも「役務の提供、いわゆる労働の対価」なのかというものです。

労働の対価であれば、消費税法上控除の対象とする仕組みがあります。しかし一般的にB型事業所の工賃は福祉サービスの一環と解釈され、労働の対価とみなされていません。控除の対象と認められれば、結果として従事する方の収入の増加につながる可能性があるという事案をどのように見ておられますか、知事の見解を問います。

事 知答 こうした事案の背景にはそもそもB型事業所における工賃が低く、障害者の自立した生活には十分ではないという実態があるものと捉えております。

このため、県といたしましては、まずは全ての障害者が、法が求める「等しく」ふさわしい生活が保障されるよう、障害者の工賃向上に向けた取組の一層の推進を図る必要があるものと考えております。

大野 問 （再質問）障害者の工賃向上に向けた取組について、現時点での具体的な構想はありますか。

事 知答 先ほども一部申し上げましたけども、それぞれの事業所における商品の開発ですとか、さらに、売るところを広げていく販路拡大、こういったことを行うことによりまして、仕事が増える、もって工賃が向上する、こういうものを今進めているところでございますが、なお足りないことやより有効なことがありましたら、そういったものも取り入れながら工賃向上に向けた取組を進めていきたいと思っております。

大野 問 障害者雇用、就労を含め、障害者の自立ということについて、全国知事会でも議論されるべきではないかと考えます。その上で、障害者を支援する施設の運営が厳しくなることがあってはならないという観点からも、全国知事会として、地方自治法第263条の3第2項に基づく意見、これは、全国知事会等の連合組織が、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、総務大臣を経由して内閣に対し申し出ることができ、内閣はこれに遅滞なく回答するよう努めるとするものですが、この意見として申し出てはどうかと考えますが、知事の所見を問います。

事 知答 全国知事会としての意見書についてでございますが、障害者の自立やそのための就労支援につきましては、今回の訴訟事案に限らず、様々な観点での取組が必要であり、また全国の自治体に関わることでもありますことから、地方自治体の総意として提案することも見据えつつ、まずは県としてどのような仕組みや支援が必要なのか整理したうえ、全国知事会の要望として提案できるよう尽力してまいりたいと存じます。

大野 問 （再質問）地方公共六団体の要望として意見書を提出すると理解してよろしいでしょうか。

事 知答 ご提示いただいた、それぞれの行われるお仕事が作業として給付の対象なのか、労働として対価が支払われるべきものなのかということ、これは本質根源的な問いであり、大変重要な訴訟だと私は受け止めております。

従いまして、先ほどご答弁させていただきましたとおり、まずは、私の所属しております全国知事会の共通の要望、提案として国に出せるかどうかを検討すべく尽力いたしますとともに、それが、地方共通の課題だと整理することが出来れば、六団体の要望として国に届けることも考えてまいりたいと思います。

大野 問 本県の障害者自立支援に対する知事に決意を問い質問とします。

事 知答 障害者の自立支援に向けた決意についてでございますが、障害者が社会を構成する一員として、個々の能力を発揮しながら、社会の様々な活動に参画し、安心した生活を送れることが重要であり、そのためには、障害は社会環境に起因しているという考え方を人々に理解していただくことが必要であります。

共生社会は一朝一夕に実現できるものではございません。障害のある人とない人が、相互に理解し、共感を高めていくことにより、共に生きる社会へとつながるものと考えております。

その意味で、県内外から選手やスタッフなど多くの皆さんに参加いただく全国障害者スポーツ大会は、障害者理解や共生社会づくりを進める絶好の機会であり、今後、本大会を契機としまして、スポーツだけでなく、就労や文化芸術など様々な分野において、障害者の参画を進め、自立した生活に結び付けられるよう開催県知事として尽力してまいりたいと存じます。

大野の一言

ユニバーサルデザイン（すべての人のための設計・企画）を着実に前進させてまいります。

（参考様式１）

領収書等の添付様式

使途項目	広聴広報費
整理番号	2

領収書その他の証拠書類の添付欄

事業名、使途および内容等

県政報告　第38号　印刷・折り込み
１月15日折り込み　32,950部

按分による支出の場合の記載事項	按分の率
政務活動費として支出する額	297,000　円

（注）１　領収書等は、この様式に添付してください。
２　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
３　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

領　収　書

No [redacted]

令和 6 年 1 月 17 日

大野和三郎 様

金額	¥	2	9	7	0	0	0

但　県政報告第38号代として

印刷代金	
消費税額	

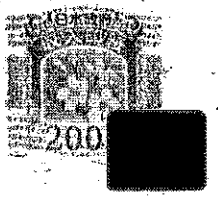

上記正に領収致しました。

摘要	
現金	✓ 円
小切手	円
相殺	円
手形	円
(期日 年 月 日)	
振込	円

一般印刷・コンピュータ用紙印刷・ホームページ制作

近江印刷株 [redacted]

代表取締役 里 西 一

■営業本部・工場／〒523-1303 滋賀県愛知郡愛荘町川
TEL 0749-42-8400(代) FAX 074
URL http://www.omi-in.co.jp
■本　　社／〒521-1113 滋賀県彦根市稲部町100
■彦根近江支店／TEL 0749-48-2232 ■草津支店／T
■甲賀支店／TEL 0748-69-7470

扱者印 [redacted]



湖国しがを
もっと笑顔で、
もっと元気に
I CAN DO IT!
わたしならできる

滋賀県議会議員

大野和三郎

令和6年1月15日発行 県政報告 第38号

事務局：豊郷町高野瀬261 TEL/FAX：0749-35-4511 E-mail：Ove56-0538f620g@ezweb.ne.jp

12月定例議会

令和5年12月8日 一般質問をさせて頂きました。

時代に即した行財政改革について



大野 問 人口減少、高齢化、生産年齢人口が減少することが目の前にある今、不断の改革が必要であります。まず、知事に今の社会情勢における行財政改革とはその目的も含めてどのようにお考えか問います。

そして、行政経営方針と行財政改革との関係を改めて伺います。



知事 答 複雑化・多様化する行政需要に対応できるよう、改善の視点を持って不断の取組を行うことが行財政改革と承知しておりまして、その実行のため行政経営方針を策定しております。

方針では、一つ目職員のやりがい、二つ目時間外勤務、三つ目申請の利便性、四つ目施設の維持管理、五つ目指定管理者、六つ目財政調整基金、七つ目県債残高、八つ目県政関心度、九つ目情報発信についての9つの数値目標を設定し、例えば時間外勤務につきましては、令和3年度に83%であった年間550時間超の職員の割合を令和8年度に5%以下とする目標を掲げているところです。

更に実施計画において「ヒト・財源をシフトするための業務の見直し・効率化」ですとか、「職人確保と歳出見直しによる収支改善」など具体的な取組項目を定めており、効率的な行政サービスが持続的に提供できるよう、各目標の達成に向け着実に取り組んでまいります。

大野 問 マニフェストでの約束について、今後どのように具体的な行動をお考えか問います。

知事 答 県民の皆さんと約束した行財政基盤の強化のうち、業務の再設計については「申請等の利便性向上率100%」を目標として、また、出資法人につきましては「自立性の拡大」と「県の財政的リスク縮小」を目標といたしまして、それぞれ取組を進めているところです。

今年度は、プレジャーボートの適合証交付手続きなど、本庁・知事部局で233件の業務の見直し、効率化に取り組んでおり、令和6年度末までに電子申請は県全体の約6割になる見込みでございます。今後さらに電子申請やオンライン決済の拡充などに取り組んでいくことで、先に述べた目標を達成してまいりたいと存じます。

また、出資法人につきましても、現在、土地開発公社の解散に向けて進めているところであり、求められる役割や需要の変化等を踏まえ、個別の事情を勘案しつつ、その検証・見直しを不断に行ってまいります。

大野 問 アウトソーシングは、外部の会社や団体に業務上の決定権を全て任せる形態ですが、一方、業務委託では意思決定までは任せず、業務のみを委託業者に依頼するものであります。アウトソーシング検討にあたっての具体的な手順や目標について問います。

知事 答 これまで、総務事務、パスポート発給業務などでアウトソーシングを導入し、職員36人相当の事務量を削減して、年間約2億5千2百万円の人件費を削減できたところでございます。

毎年度の予算編成において、その積極的な活用を指示しているところであり、加えて、業務の見直し、効率化においても、活用を検討するよう指示しております。

こうした取組のもと、令和4年度には新たに57業務、令和5年度には新たに39業務についてアウトソーシングを行い、外部人材や民間のノウハウを活用しているところでございます。

今後、来年度以降の取組の中でアウトソーシングを始めとする業務見直し、効率化に係る目標を定め、今後3年間で着実に取組を進めてまいりたいと存じます。

大野 問 （再質問）具体的に数値目標を示して下さい。

知事 答 アウトソーシングに関しましては、行政経営方針の中で、アウトソーシングをきっかけ業務の見直しと、その効率化を重点取組の1つとしておりまして、「デジタル技術などによる申請等利便性向上率を令和8年度において100%」にすること、および「日頃から業務の進め方を意識的に工夫し、前例にとらわれず見直しをしている職員の割合を100%」にすることの2つを目標として定めているところでございますので、その目標達成に向けて取組を進めてまいりたいと存じます。

大野 問 （再質問）地方自治法においては、地方公共団体がその事務を執行するにあたって、「常に組織および運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体の協力を求めてその規模の適正化を図らねばならない」とされているが、そのことについて知事の所見を問います。

知事 答 ありがとうございました。今おっしゃった通り、地方自治法、とりわけ第2条第14項「最小の経費で」ということと、第2条第15項の「組織および運営の合理化」こういったところは、大変重要な条文また定めだと思っておりますので、先ほども一部答弁させていただきましたとおり、常にそういったことができているのか、組織全体を見渡し、そして私自身のリーダーシップを発揮し、そのことを進めていくということでございます。

とりわけ、この令和5年度から令和8年度にかけましては、財政健全化に向けて、職人の確保と歳出の見直しの目標金額を定めておりますし、県債残高につきましても臨時財政対策債を除いて7,200億円程度という目標を掲げ、大きな目標としてこういうものを掲げております。

そして、それらを実行・達成するためにも、先ほどから取り上げていただいておりますアウトソーシングをはじめとする業務の見直しをしっかりと作り込み重ねながら、この目標達成に向けて努力してまいりたいと思いますし、その過程を、この議会をはじめ、県

民の皆様方にしっかりとお示しするということをもって、責任を果たしてまいりたいと存じます。

大野問　（再質問）時差出勤・フレックスタイムについて庁内で議論されているか問います。

知事答　今、後段お尋ねいただきましたフレックスタイムについては、先生ご存知のとおり、この間、コロナもございましたし、柔軟な働き方、働き方改革をする観点から、さまざまな議論をし、そしてできることを実行しているところでございますが、まだまだ改善、向上の余地があると思いますので、今後も努力をしてまいりたいと思います。

大野問　現在10の特別会計があり、知事は、固定的には考えない。例えば貸付金などでニーズなどが低下しているなどの場合的確に対応する考えを示されましたが、この特別会計を含めスリム化という視点でのこれまでの改革・取組について問います。

知事答　単一予算主義の例外となる特別会計につきましては、各事業の状況等に留意しつつ、設置の必要性について検証を行ってきており、前回ご質問いただいた平成30年度時点と比べますと、貸付や償還など特別会計の設置目的の終了や、公営企業会計への移行に伴いまして、13会計から10会計に一定スリム化を図ってきているところでございます。

また、残る10会計のうち、法律に基づかない5つの会計につきましても、引き続き、見直しを進めることとしており、まずは収入証紙特別会計について、キャッシュレス決済などの導入を見据え、廃止することも含めて検討を行っているところでございます。

大野問　令和4年度中に計上した債務負担行為の件数と予算総額について聞いています。また、債務負担は次年度以降の予算編成に大きく影響しますが、行政経営、財政運営上、知事は債務負担をどのように把握し管理しているのか問います。

知事答　まず、令和4年度中に計上した債務負担行為は、債務保証等の支出が確定していないものを除くと、410件、764億7、708万円であり、令和4年度末時点での債務の負担見込額は、1、898億406万円余りに上っているところです。

以前に比べると、複数年度にわたる大規模事業の増加等に伴い、債務負担行為の規模は拡大傾向にあり、将来の財政運営に与える影響も大きなものがあると考えております。

これまでも、債務負担行為の総額の把握・管理はもとより、各年度の財政運営に与える影響も考慮しながら、財政収支見通しの作成や中長期の収支改善の取組を検討しているところであり、今後も、将来の財政運営を見通す上で、十分意を用いてまいりたいと存じます。

大野問　本県も、滋賀県立琵琶湖博物館が11月15日、同館のシンボル「トンネル水槽」の水族展示復活に向けたクラウドファンディングを始めたと発表しました。第一目標金額は500万円ということでありますが、募集申し上げた、行政経営方針における、こうしたクラウドファンディングについて知事の見解と県としての取組姿勢を問います。

知事答　行政経営方針では、寄附・協賛の制度や対象事業等について、理解と共感が得られるよう県内外に向け一層の周知を行い、幅広い入確保につなげることとしており、より多くの皆さんに共感いただけるプロジェクトへの応援を呼びかける手法として、クラウドファンディングは有効だと認識しております。

これまでから学習船「うみのこ」の新船建造をはじめ、琵琶湖博物館の水族展示復活のためのプロジェクトに対して、この手法を活用した応援を募っているところです。

琵琶湖博物館では来年度もクラウドファンディングの実施を予定しており、今後とも県が実施するプロジェクトの発信や応援の獲得のための手法の一つとして積極的に活用してまいりたいと存じます。

大野問　モーターボート競走事業の収益の繰入金は標準財政規模としては算入されませんよって、一般会計への繰り入れではなく、これを原資として、琵琶湖博物館やびわ湖ホールなど、次の世代に引き継ぐべき施設のランニングコスト等に充てることができる目的基金を新たに設置してはどうかと考えますが、知事の見解を問います。

知事答　モーターボート競走事業は、収益金の一部を一般会計に繰り入れ、競員ご指摘のびわ湖ホールの管理運営費をはじめ、乳幼児福祉医療費助成や「うみのこ」の運行、道路の維持管理など、県民の社会福祉の増進や教育文化の発展などのために、幅広く活用させていただいているところでございます。

ただ、収益金がどのように活用されているかが見えにくいことから、今後、収益金を各事業にどのように充てているか公表することで、使途の明確化を図ることを検討してまいりたいと存じます。

施設に係る基金につきましては、既存の基金の統合や、新規に設置する場合の方針、充当事業の範囲など、全般的な整理が必要と考えており、来年度、県立施設の将来ビジョンを考える中で、安定的な管理のあり方について、財源も含めてお示ししてまいりたいと存じます。

大野問　環境と福祉、そして行財政改革は、知事の明確な意思を示してトップダウンで取り組まなければなりません。そのことも踏まえて、時代に即したこれからの行財政改革への姿勢を問い質問とします。

知事答　社会情勢の変化に対応していくため、経営資源を最大限活用するとともに可能な限り効率化することが重要であり、持続可能な行財政基盤の確立とともに、「未来志向でチャレンジできる県庁」の実現に向けて取り組んでいるところです。

とりわけ、財政健全化に向けましては、収支改善の取組として、歳入確保で39億円、歳出の見直しで40億円の目標を掲げているところであり、その確実な達成を図ってまいりたいと存じます。

また、県債残高につきましては、臨時財政対策債を除いて7、200億円程度を目標としておりますが、今後、事業の必要性の見極めや県債の償還前倒しなどにより、さらに残高の抑制を目指すとともに、具体的な取組と成果を県民の皆様に適宜お知らせしながら、財政の健全化に鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

今後も、行政経営方針に掲げる目標の達成に向けて、私自身がリーダーシップを発揮して不断の見直しを進めることで、行財政改革の成果があげられるよう、しっかり取り組んでまいりたいと存じます。

大野問　（再質問）知事が就任して9年4か月、行財政改革に係る自己評価はどうですか。100点のうち何点をつけられますか。

知事答　こうして知事を担わせていただき、行財政改革の面で自己評価をすると100点満点で何点になるのかと問われまして、すみません、私自身がこの場で自己採点することについては致しかねるんですが、むしろ、議員の皆様方やその元にいらっしゃる県民の皆様方のご判断に委ねたいと思います。

こうして財政破綻することなく運営できているという面においては、最低限の運営はさせていただけているのではないかと思っておりますが、最終的なご評価はお任せしたいと考えます。

大野の一言

行財政改革を断行するうえで最も大切な事それは決して聖域を設けてはならない。この政治姿勢は今迄は勿論、今後も変わる事は有りません!!

（参考様式１）

領収書等の添付様式

使途項目	広聴広報費
整理番号	3
領収書その他の証拠書類の添付欄	
事業名、使途および内容等	
マイク・アンプ借り上げ料	
按分による支出の場合の記載事項	按分の率　50 x 11/12
政務活動費として支出する額	55,000 円

（注）１　領収書等は、この様式に添付してください。
２　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
３　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

領収証 大野和三郎 様 No.

金額 ¥120,000-

但 マイクアンプリ大料として R5年4月～R6年3月まで

R6年3月13日 上記正に領収いたしました

内訳
税抜金額
消費税額(5%)

200[redacted]

滋賀県彦根市犬方町177-1
有限会社アイアムイケダ
TEL 0749-25-4670
FAX 0749-25-4672
[redacted]

[redacted]

（参考様式１）

領収書等の添付様式

使途項目	資料購入費
整理番号	1
領収書その他の証拠書類の添付欄	
事業名、使途および内容等	
朝日新聞購読料　R5.5-R6.3　（4月分は3,500円）	
按分による支出の場合の記載事項	按分の率　11/12
政務活動費として支出する額	44,000 円

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

領　収　証　　大野 和三郎　様 No.

★　¥47,500-

但　R5.4月分～R6.3月分

2024年 3月　日 上記正に領収いたしました

内　訳

収入印紙	税率	金額（税抜・税込）	消費税額等
	%		
	税率	金額（税抜・税込）	消費税額等
	%		

〒529-1166 滋賀県大上郡豊郷町大字上枝125番地2
小川新聞[redacted]
TEL 0749-35-224[redacted]
FAX 0749-35-248[redacted]
登録番号[redacted]

Ca-1097

（参考様式１）

領収書等の添付様式

使途項目	資料購入費
整理番号	2
領収書その他の証拠書類の添付欄	

事業名、使途および内容等
中日新聞購読料　R5.5-R6.4

按分による支出の場合の記載事項	按分の率	1/12
政務活動費として支出する額	37,400 円	

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

領収証

大野和三郎 様 No.

★ ¥40,800-

但 令和5年4月～令和6年3月分

年 月 日 上記正に領収いたしました

収入印紙	内訳
	税抜金額
	消費税額等(%)

コクヨ ウケ-55

〒529-1172 滋賀県犬上郡豊郷町安食南1703-3
中日・毎日新聞豊郷販売所
輪島新聞舗
TEL (0749) 35-00[redacted]
T 7810274060[redacted]

（参考様式１）

領収書等の添付様式

使途項目	資料購入費
整理番号	3

領収書その他の証拠書類の添付欄

事業名、使途および内容等	
公明新聞購読料　R5.5-R6.3	
按分による支出の場合の記載事項	按分の率
政務活動費として支出する額	20,757 円

（注）１　領収書等は、この様式に添付してください。
２　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
３　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

新聞購読料　　領収証

大野 和三郎 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年5月分　　領収日　月　日

領収金額	¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象　0円消費税　0円)
(8%対象　1,887円消費税　139円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店　西澤　康裕

住所　滋賀県彦根市正法寺町110−212
TEL　0749-24-5929　FAX　0749-24-5935

[redacted]

新聞購読料　　領収証

大野 和三郎 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年6月分　　領収日　月　日

領収金額	¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象　0円消費税　0円)
(8%対象　1,887円消費税　139円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店　西澤　康裕

住所　滋賀県彦根市正法寺町110−212
TEL　0749-24-5929　FAX　0749-24-5935

[redacted]

新聞購読料　　領収証

大野 和三郎 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年7月分　　領収日　月　日

領収金額	¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象　0円消費税　0円)
(8%対象　1,887円消費税　139円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店　西澤　康裕

住所　滋賀県彦根市正法寺町110−212
TEL　0749-24-5929　FAX　0749-24-5935

[redacted]

新聞購読料　領収証

大野 和三郎 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年8月分　　領収日　月　日

領収金額	¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887
	(10%対象	0円消費税	0円)
	(8%対象	1,887円消費税	139円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店　西澤　康裕

住所　滋賀県彦根市正法寺町110−212
TEL　0749-24-5929　FAX　0749-24-5935

[redacted]

新聞購読料　領収証

大野 和三郎 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年9月分　　領収日　月　日

領収金額	¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887
	(10%対象	0円消費税	0円)
	(8%対象	1,887円消費税	139円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店　西澤　康裕

住所　滋賀県彦根市正法寺町110−212
TEL　0749-24-5929　FAX　0749-24-5935

[redacted]

新聞購読料　領収証

大野 和三郎 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年10月分(10/01～10/31)　領収日　月　日

領収金額	¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887
	(10%対象	0円消費税	0円)
	(8%対象	1,887円消費税	139円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店　西澤　康裕
登録番号：[redacted]
住所　滋賀県彦根市正法寺町110−212
TEL　0749-24-5929　FAX　0749-24-5935

[redacted]

新聞購読料　領収証

大野 和三郎 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年11月分(11/01～11/30)　領収日　月　日

領収金額	¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887
	(10%対象	0円消費税	0円)
	(8%対象	1,887円消費税	139円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店　西澤　康裕
登録番号：[redacted]
住所　滋賀県彦根市正法寺町110−212
TEL　0749-24-5929　FAX　0749-24-5935

[redacted]

新聞購読料　領収証

大野 和三郎 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年12月分(12/01～12/31)　領収日　月　日

領収金額	¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象　0円消費税　0円)
(8%対象　1,887円消費税　139円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店　西澤　康裕
登録番号 [redacted]
住所　滋賀県彦根市正法寺町110－212
TEL　0749-24-5929　FAX　0749-24-5935

[redacted]

新聞購読料　領収証

大野 和三郎 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2024年1月分(1/01～1/31)　領収日　月　日

領収金額	¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象　0円消費税　0円)
(8%対象　1,887円消費税　139円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店　西澤　康裕
登録番号 [redacted]
住所　滋賀県彦根市正法寺町110－212
TEL　0749-24-5929　FAX　0749-24-5935

[redacted]

新聞購読料　領収証

大野 和三郎 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2024年2月分(2/01～2/29)　領収日　月　日

領収金額	¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象　0円消費税　0円)
(8%対象　1,887円消費税　139円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店　西澤　康裕
登録番号 [redacted]
住所　滋賀県彦根市正法寺町110－212
TEL　0749-24-5929　FAX　0749-24-5935

[redacted]

新聞購読料　領収証

大野 和三郎 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2024年3月分(3/01～3/31)　領収日　月　日

領収金額	¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象　0円消費税　0円)
(8%対象　1,887円消費税　139円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店　西澤　康裕
登録番号 [redacted]
住所　滋賀県彦根市正法寺町110－212
TEL　0749-24-5929　FAX　0749-24-5935

[redacted]

（参考様式１）

領収書等の添付様式

使途項目	資料購入費
整理番号	4

領収書その他の証拠書類の添付欄

事業名、使途および内容等
選択購読料　R5.5-R6.3

按分による支出の場合の記載事項	按分の率	11/12
政務活動費として支出する額	12,210 円	

（注）１　領収書等は、この様式に添付してください。
２　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
３　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
05-06-22	46058	[redacted]

取扱店	トヨサト
払込口座	[redacted]
払込金額	*13,200
料金	*110

[redacted]

選択出版株式会社

1 3 2 0 0

大野 和三郎 様

[redacted]

振替受付票

払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
(ゆうちょ銀行)

入金額	*13,310
おつり	*0

楽天カードゆうちょ銀行デザイン！
新規入会で楽天ポイントもらえる！

印紙税申告納付につき麹町税務署承認済

（参考様式１）

領収書等の添付様式

使途項目	事務所費
整理番号	1

領収書その他の証拠書類の添付欄

事業名、使途および内容等
事務所灯油代

按分による支出の場合の記載事項	按分の率	50
政務活動費として支出する額	19,280	円

（注）１　領収書等は、この様式に添付してください。
２　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
３　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

コードNo. 　　№ [redacted]

領　収　証

大野和三郎　様

金　額			千	1	2	2	7	0	円

但し　28　火ゲ神代として

上記の金額正に受領致しました

6 年 2 月 25 日

収入印紙

請求額¥
現　金¥
小切手¥
手　形¥

Aburashin
Proposal of comfortable life



快適な住まいのご提案 [redacted]

株式会社 [redacted]

〒529-1173 滋賀県犬上郡豊郷町高 [redacted]
TEL (0749) 35-2147(代)　FAX (0749) [redacted]
登録番号 [redacted]

係

社印及び収入印紙
きものは無効です

コードNo. [redacted]　　№ [redacted]

領　収　証

大野和三郎　様

金　額			千	1	7	0	8	0	円

但し

上記の金額正に受領致しました

5 年 11 月 24 日

収入印紙

請求額¥
現　金¥
小切手¥
手　形¥

Aburashin
Proposal of comfortable life



快適な住まいのご提案 [redacted]

株式会社 [redacted]

〒529-1173 滋賀県犬上郡豊郷町高野 [redacted]
TEL (0749) 35-2147(代)　FAX (0749) [redacted]
登録番号 [redacted]

係 [redacted]

社印及び収入印紙
きものは無効です

コードNo. [redacted]　　№ [redacted]

領　収　証

大野和三郎　様

金　額				千	9	2	1	0	円

但し　1/19

上記の金額正に受領致しました

6 年 1 月 26 日

収入印紙

請求額¥
現　金¥
小切手¥
手　形¥

Aburashin
Proposal of comfortable life



快適な住まいのご提案 [redacted]

株式会社 [redacted]

〒529-1173 滋賀県犬上郡豊郷町高野瀬256-5
TEL (0749) 35-2147(代)　FAX (0749) 35-3355
登録番号 [redacted]

係 [redacted]

社印及び収入印紙
きものは無効です

（参考様式１）

領収書等の添付様式

使途項目	事務費
整理番号	1
領収書その他の証拠書類の添付欄	
事業名、使途および内容等	
携帯電話代	
按分による支出の場合の記載事項	按分の率　50
政務活動費として支出する額	54,494 円

（注）１　領収書等は、この様式に添付してください。
２　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
３　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

[redacted]

KDDI株式会[redacted]

529－1173
滋賀県犬上郡豊郷町高野瀬２６１－２

発行年月日 DATE OF ISSUE ２０２４年 3月１２日

大野 和三郎 様

[redacted]

ご利用料金証明書

[redacted]のご利用料金
証明書Ｎｏ. [redacted]

ご請求月	ご利用金額（円）	うち消費税等相当額（円）	備考
２０２３年 4月	7,329	316	
２０２３年 5月	7,452	327	
２０２３年 6月	8,109	387	
２０２３年 7月	7,429	325	
２０２３年 8月	8,696	440	
２０２３年 9月	10,719	400	
２０２３年１０月	8,551	427	
２０２３年１１月	8,719	442	
２０２３年１２月	8,063	382	
２０２４年 1月	9,165	483	
２０２４年 2月	14,174	838	
２０２４年 3月	17,922	798	
合計	116,318	5,565	

本書は、回線単位のご利用料金を記載したものであり、料金のお支払い額を証明しているものではありません。

（参考様式１）

領収書等の添付様式

使途項目	事務費
整理番号	2
領収書その他の証拠書類の添付欄	
事業名、使途および内容等	
事務所電話代	
按分による支出の場合の記載事項	按分の率　50
政務活動費として支出する額	17,849　円

（注）１　領収書等は、この様式に添付してください。
２　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
３　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged. 日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

ＮＴＴファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証（西日本ご利用分）
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

（2023年 6月30日発行）

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)
0749-35-4511 [redacted]

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
大野 和三郎 様

2023年 4月ご請求分	
2023年 5月 15日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	5,058円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
口座番号 ACCOUNT	＊＊＊

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納付につき芝税務署承認済

ＮＴＴファイナンス株式会[redacted]
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged. 日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

ＮＴＴファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証（西日本ご利用分）
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

（2023年 8月31日発行）

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)
0749-35-4511 [redacted]

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
大野 和三郎 様

2023年 6月ご請求分	
2023年 7月 18日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	4,903円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
口座番号 ACCOUNT	＊＊＊

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納付につき芝税務署承認済

ＮＴＴファイナンス株式会[redacted]
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged. 日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

ＮＴＴファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証（西日本ご利用分）
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

（2023年10月30日発行）

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)
0749-35-4511 [redacted]

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
大野 和三郎 様

2023年 8月ご請求分	
2023年 9月 15日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	4,679円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
口座番号 ACCOUNT	＊＊＊

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納付につき芝

ＮＴＴファイナンス株式会[redacted]
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

ＮＴＴファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証（西日本ご利用分）
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

（2024年 3月 1日発行）

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)
0749-35-4511 [redacted]

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
大野 和三郎 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2024年 1月ご請求分
2024年 2月 15日振替
領収金額 (AMOUNT RECEIVED) 5,723円
金融機関名 BANK/POST OFFICE ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
口座番号 ACCOUNT ＊＊＊

印紙税申告納付につき恙税務署承認済

ＮＴＴファイナンス株式会社 [redacted]
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

（2024年 1月 4日発行）

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)
0749-35-4511 [redacted]

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
大野 和三郎 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2023年 11月ご請求分
2023年 12月 15日振替
領収金額 (AMOUNT RECEIVED) 5,864円
金融機関名 BANK/POST OFFICE ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
口座番号 ACCOUNT ＊＊＊

印紙税申告納付につき恙税務署承認済

ＮＴＴファイナンス株式会社 [redacted]
〒108-0076
東京都港区港南1-2-70

ＮＴＴファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
（西日本ご利用分）

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 0749-35-4511

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
大野 和三郎 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.（2024年 2月 1日発行）

2023年12月ご請求分 （2024年 1月15日振替）
領収金額 (AMOUNT RECEIVED) 9,471円
金融機関名 BANK/POST OFFICE ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
口座番号 ACCOUNT ＊＊＊

印紙税申告納付につき恙税務署承認済

ＮＴＴファイナンス株式会社 [redacted]
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

（参考様式１）

領収書等の添付様式

使途項目	事務費
整理番号	3

領収書その他の証拠書類の添付欄

事業名、使途および内容等
タブレット通信料

按分による支出の場合の記載事項	按分の率
政務活動費として支出する額	15,450 円

（注）１　領収書等は、この様式に添付してください。
２　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
３　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

納入通知書兼領収書

529-1173
滋賀県犬上郡豊郷町高野瀬２６１番地２

大野　和三郎　様

発行日	令和 5年 6月21日	発行機関	議会事務局総務課
決議(払込)番号	[redacted]	出納機関	会計管理局会計課
納付目的	タブレット利用料		
金額	¥1,545円	納期限	令和 5年 7月11日

上記の金額を納付してください。
歳入徴収者
滋賀県知事
三日月　大造

納付場所	
滋賀県指定収納代理金融機関	上記の金額を領収しました。

領収日付印
出(1)納
5. 6. 23.
滋賀・県庁

（本人保管）　※ゆうちょ銀行、コンビニ、電子納付（ペイジー）での納付はできません。

納入通知書兼領収書

529-1173
滋賀県犬上郡豊郷町高野瀬２６１番地２

大野　和三郎　様

発行日	令和 5年 7月19日	発行機関	議会事務局総務課
決議(払込)番号	[redacted]	出納機関	会計管理局会計課
納付目的	タブレット利用料		
金額	¥1,545円	納期限	令和 5年 8月 8日

上記の金額を納付してください。
歳入徴収者
滋賀県知事
三日月　大造

納付場所	
滋賀県指定収納代理金融機関	上記の金額を領収しました。

領収日付印
出(4)納
5. 7. 25.
滋賀・県庁

（本人保管）　※ゆうちょ銀行、コンビニ、電子納付（ペイジー）での納付はできません。

納入通知書兼領収書

529-1173
滋賀県犬上郡豊郷町高野瀬２６１番地２

大野　和三郎　様

発行日	令和 5年 8月22日	発行機関	議会事務局総務課
法人(税込)番号	[redacted]	出納機関	会計管理局会計課
納付目的	タブレット利用料		
金額	¥1,545円	納期限	令和 5年 9月11日

切り取らないでお出しください。

上記の金額を納付してください。
歳入徴収者
滋賀県知事
三日月　大造

領収日付印
出(2)納
5. 8. 25
滋賀・県庁

納付場所	
滋賀県指定金融機関 収納代理	上記の金額を領収しました。

（本人保管）　※ゆうちょ銀行、コンビニ、電子納付（ペイジー）での納付はできません。

納入通知書兼領収書

529-1173
滋賀県犬上郡豊郷町高野瀬２６１番地２

大野　和三郎　様

発行日	令和 5年 9月20日	発行機関	議会事務局総務課
法人(税込)番号	[redacted]	出納機関	会計管理局会計課
納付目的	タブレット利用料		
金額	¥1,545円	納期限	令和 5年10月10日

切り取らないでお出しください。

上記の金額を納付してください。
歳入徴収者
滋賀県知事
三日月　大造

領収日付印
出(2)納
5. 9. 25
滋賀・県庁

納付場所	
滋賀県指定金融機関 収納代理	上記の金額を領収しました。

（本人保管）　※ゆうちょ銀行、コンビニ、電子納付（ペイジー）での納付はできません。

納入通知書兼領収書

529-1173
滋賀県犬上郡豊郷町高野瀬２６１番地２

大野　和三郎　様

発行日	令和 5年10月23日	発行機関	議会事務局総務課
決議(払込)番号	[redacted]	出納機関	会計管理局会計課
納付目的	タブレット利用料		
金額	¥1,545円	納期限	令和 5年11月13日

上記の金額を納付してください。
歳入徴収者
滋賀県知事
三日月　大造

領収日付印
出(31)納
5. 10. 25
滋賀・県庁

納付場所	
滋賀県指定収納代理金融機関	上記の金額を領収しました。

(本人保管)　※ゆうちょ銀行、コンビニ、電子納付(ペイジー)での納付はできません。

納入通知書兼領収書

529-1173
滋賀県犬上郡豊郷町高野瀬２６１番地２

大野　和三郎　様

発行日	令和 5年11月21日	発行機関	議会事務局総務課
決議(払込)番号	[redacted]	出納機関	会計管理局会計課
納付目的	タブレット利用料		
金額	¥1,545円	納期限	令和 5年12月11日

上記の金額を納付してください。
歳入徴収者
滋賀県知事
三日月　大造

領収日付印
出(6)納
5. 11. 24
滋賀・県庁

納付場所	
滋賀県指定収納代理金融機関	上記の金額を領収しました。

(本人保管)　※ゆうちょ銀行、コンビニ、電子納付(ペイジー)での納付はできません。

納入通知書兼領収書

529-1173
滋賀県犬上郡豊郷町高野瀬２６１番地２

大野　和三郎　様

発行日	令和 5年12月19日	発行機関	議会事務局総務課
決議(払込)番号	[redacted]	出納機関	会計管理局会計課
納付目的	タブレット利用料		
金額	¥1,545円	納期限	令和 6年 1月 9日

切り取らないでお持ちください。

上記の金額を納付してください。
歳入徴収者
滋賀県知事
三日月　大造

収入日付印
出(6)納
5. 12. 25
滋賀・県庁

納付場所	
滋賀県指定収納代理金融機関	上記の金額を領収しました。

（本人保管）　※ゆうちょ銀行、コンビニ、電子納付（ペイジー）での納付はできません。

納入通知書兼領収書

529-1173
滋賀県犬上郡豊郷町高野瀬２６１番地２

大野　和三郎　様

発行日	令和 6年 1月22日	発行機関	議会事務局総務課
決議(払込)番号	[redacted]	出納機関	会計管理局会計課
納付目的	タブレット利用料		
金額	¥1,545円	納期限	令和 6年 2月13日

切り取らないでお持ちください。

上記の金額を納付してください。
歳入徴収者
滋賀県知事
三日月　大造

収入日付印
出(3)納
6. 1. 25
滋賀・県庁

納付場所	
滋賀県指定収納代理金融機関	上記の金額を領収しました。

（本人保管）　※ゆうちょ銀行、コンビニ、電子納付（ペイジー）での納付はできません。

納入通知書兼領収書

529-1173
滋賀県犬上郡豊郷町高野瀬２６１番地２

大野　和三郎　様

発行日	令和 6年 2月22日	発行機関	議会事務局総務課
収納(保証)番号	[redacted]	出納機関	会計管理局会計課
納付目的	タブレット利用料		
金額	¥1,545円	納期限	令和 6年 3月13日

切り取らないでお出しください。

上記の金額を納付してください。
歳入徴収者
滋賀県知事
三日月　大造

納付場所		領収日付印
滋賀県指定収納代理金融機関	上記の金額を領収しました。	収(4)納 6.2.22 滋賀・県庁

(本人保管)　※ゆうちょ銀行、コンビニ、電子納付(ペイジー)での納付はできません。

納入通知書兼領収書

529-1173
滋賀県犬上郡豊郷町高野瀬２６１番地２

大野　和三郎　様

発行日	令和 6年 3月19日	発行機関	議会事務局総務課
収納(保証)番号	[redacted]	出納機関	会計管理局会計課
納付目的	タブレット利用料		
金額	¥1,545円	納期限	令和 6年 4月 8日

切り取らないでお出しください。

上記の金額を納付してください。
歳入徴収者
滋賀県知事
三日月　大造

納付場所		領収日付印
滋賀県指定収納代理金融機関	上記の金額を領収しました。	収(4)納 6.3.25 滋賀・県庁

(本人保管)　※ゆうちょ銀行、コンビニ、電子納付(ペイジー)での納付はできません。

（参考様式１）

領収書等の添付様式

使途項目	事務費
整理番号	4

領収書その他の証拠書類の添付欄

事業名、使途および内容等
インクカートリッジ

按分による支出の場合の記載事項	按分の率	*50
政務活動費として支出する額	2,963 円	

（注）１　領収書等は、この様式に添付してください。
２　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
３　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

（参考様式１）

領収書等の添付様式

使途項目	事務費
整理番号	5
領収書その他の証拠書類の添付欄	

事業名、使途および内容等
インクリボン

按分による支出の場合の記載事項	按分の率	50
政務活動費として支出する額	3,344 円	

（注）１　領収書等は、この様式に添付してください。
２　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
３　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

新製品が安い
KS ケーズデンキ

お買上げ明細

2023年 7月24日(月) 10時48分

会員番号 [redacted]

<明細>

1 ●インクカートリッジ ・持帰
エプソン
4988617266858 ITH-6CL 10%
1点 ¥5,937
5%値引対象

2 使用済みインク値引き ・持帰
――――＊
2098010128256 インクネビキ10エン 10%
1点 ¥0

明細小計		¥5,937
B値引		-10
2点/合計		¥5,927
税率別内訳 /	課税対象額 10%	¥5,927
	(内消費税額	¥538)

[redacted]

領収証

2023年 7月24日(月) 10時48分

様

金額 ¥5,927
(内消費税等 ¥538)

税率別内訳 /	課税対象額 10%	¥5,927
	(内消費税額	¥538)

但し、お品代として
上記金額正に領収致しました。

<決済内訳>

現金	¥5,927
(内消費税等	¥538)
現金お預かり	¥5,927

登録番号 [redacted]
ケーズデンキ豊郷店
電話番号 0749-35-0041
販売担当者 [redacted]

店コード [redacted]
売上伝票番号 [redacted]

パート・アルバイト 大募集中！
☆詳しい情報・応募は☆
↓↓ こちらから ↓↓

新製品が安い
KS ケーズデンキ

お買上げ明細

2024年 2月 5日(月) 11時 1分

会員番号 [redacted]

<明細>

1 インクフィルム ・持帰
パナソニック
4549077330628 KX-FAN190V 10%
2点 ¥6,688
5%値引対象

2点/合計		¥6,688
税率別内訳 /	課税対象額 10%	¥6,688
	(内消費税額	¥608)

[redacted]

領収証

2024年 2月 5日(月) 11時 1分

様

金額 ¥6,688
(内消費税等 ¥608)

税率別内訳 /	課税対象額 10%	¥6,688
	(内消費税額	¥608)

但し、お品代として
上記金額正に領収致しました。

<決済内訳>

現金	¥6,688
(内消費税等	¥608)
現金お預かり	¥6,690
お釣り	¥2

登録番号 [redacted]
株式会社関西ケーズデンキ

ケーズデンキ豊郷店
電話番号 0749-35-0041
販売担当者 [redacted]

店コード [redacted]
売上伝票番号 [redacted]

パート・アルバイト 大募集中！
☆詳しい情報・応募は☆
↓↓ こちらから ↓↓